

京丹後市市民遺産認定証交付に関する内規

京丹後市市民遺産に認定されたものについて、下記の取り決めのもと、認定証を交付するものとする。

1. 認定証の交付

- (1) 市民遺産会議は、京丹後市市民遺産制度実施要綱（令和6年1月4日教育委員会告示第2号、以下「要綱」）第5条第1項により認定を受けた市民遺産について、推薦者に対し認定証を交付する。
- (2) 推薦者と所有者が異なる場合においても、推薦者に対してのみ認定証を交付するものとし、所有者への通知は要綱第5条第2項による認定通知書のみとする。
- (3) 認定証の交付数は、認定を受けた市民遺産1件に対して1枚とする。

2. 認定証の様式

認定証の様式は、市民遺産会議において別途作成する。